

第 76 回国民体育大会関東ブロック大会 及び第 77 回国民体育大会冬季大会関東ブロック大会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

※ 第 76 回国民体育大会関東ブロック大会及び第 77 回国民体育大会冬季大会関東ブロック大会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下、「本ガイドライン」）は、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「各中央競技団体等が示す大会開催時のガイドライン」、「（公財）日本アイスホッケー連盟主催大会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」（以下、「中央競技団体ガイドライン」）、各業種別ガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に、第 76 回国民体育大会関東ブロック大会及び第 77 回国民体育大会冬季大会関東ブロック大会（以下、「第 76 回関ブロ大会」）における各競技会開催による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、可能な限り感染リスクを抑える競技会運営とすることを目的に作成しました。

※なお、本ガイドラインは、今後の感染状況に応じて、随時、必要な更新を行っていきます。

【第 1 版】令和 3（2021）年 3 月 15 日
【第 2 版】令和 3（2021）年 11 月 1 日

第 76 回国民体育大会関東ブロック大会栃木県実行委員会

1 目的

本ガイドラインは、第 76 回関ブロ大会で実施される各競技会に係る運営主体、選手・監督等、その他競技会に関わる関係者の遵守すべき事項や役割分担を定めるとともに、各競技団体において実施する基本的な対策を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が示す大会開催時のガイドラインに基づいて実施するものとする。

2 対象

本ガイドラインは、第 76 回関ブロ大会に参加するすべての者（以下、「参加者」）を対象とする。

(1) 第 76 回国民体育大会関東ブロック大会栃木県実行委員会（以下、「県実行委員会」）又は競技別実行委員会が発行する ID カードを所持する以下の者

- ・選手団（選手、監督、コーチ等チームスタッフ）
- ・競技会運営者（大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員等）
- ・報道員
- ・その他、競技会場内で業務に従事する者（施設管理者、運営業務受託業者）

(2) 観客

3 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・競技別実行委員会は、施設管理者に確認し、競技会場の出入口、受付、控室など、各所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- ・競技別実行委員会は、施設管理者に確認し、会場の手洗い場には、ポンプ式石鹸を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・競技別実行委員会は、来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めるとともに、施設管理者に確認の上、手洗い場等にペーパータオルを設置すること。

イ 不織布マスク（以下、「マスク」）着用の徹底

競技別実行委員会は、会場内での、マスク着用を啓発するポスターの掲示やアナウンスを行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用

を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

- ・施設管理者及び競技別実行委員会は、選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、ドアの開放及び定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。

(イ) 密集の回避

- ・施設管理者及び競技別実行委員会は、会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保できる対策を講じる。
- ・施設管理者及び競技別実行委員会は、受付、トイレなど、人が並ぶ可能性がある場所では、足元マークの設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限りソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・受付等の担当者はフェイスシールド等を着用するとともに、人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

(エ) ゾーニングの徹底

- ・競技別実行委員会は、観客の入場を認める場合、観客の入退場を管理する。IDカード所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やローピングなどで、両者が交わることがないようにゾーニングを徹底する。収容人数の上限については、6（5）観客席を参照のこと。

(2) 参加・入場について

ア 県実行委員会は、会場地入り（来県日または競技会場へ来場する初日）の14日前の時点もしくはそれ以降に、次の事項が確認された場合、参加・来場しないこと及び入場できないことを事前に周知する。

(ア) 体調が良くない場合

（例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）

※新型コロナワクチン接種による副反応の場合を除く。

(イ) 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触があると保健所で判断された場合

(ウ) 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる場合

(エ) 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と

されている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
イ 競技別実行委員会は、全ての入場者に対し、入場時に、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を実施する。

(3) その他

全ての参加者に対し、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び栃木県の「とちまる安心通知（栃木県-新型コロナ対策パーソナルサポート）」の活用を促すため、事前登録の周知や会場に QR コードを掲示する。

4 役割分担

(1) 県実行委員会

- ア 本ガイドラインの改訂
- イ 感染症対策に関する関係機関との調整

(2) 競技別実行委員会

- ア 参加者の体調把握
- イ 施設管理者と連携しながら各競技会場における具体的な感染防止対策の検討・実施
- ウ 参加者から提出のあった体調管理チェックシート、体温・体調管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下、「体調管理アプリ」とする。）等の確認・保管（期間：提出から 1 か月以上）
- エ 中央競技団体ガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技の運営を実施

(3) 会場地市町

- ア 競技会場となる施設について当該施設ガイドライン又は「社会体育施設の再開に向けた感拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）等に準じた管理運営
- イ 競技別実行委員会との連携及び指導・助言

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

- ア 体調管理チェックシートにより、競技会実施 14 日前から健康状態を確認（別紙①使用）するとともに、期間中は毎日検温を実施し（別紙②使用）、各都県選手団の代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、参加者体調確認書（別紙③）とともに、競技別実行委員会の定める受付へ提出する。（競技会初日は別紙①、③を、2 日目以降は②、③を提出）

※体調管理アプリを利用する場合についても、競技会実施 14 日前から健康状態を確認するとともに、期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。

イ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 大会・競技会役員、競技役員・競技補助員

ア 体調管理チェックシートにより、競技会実施 14 日前から健康状態を確認（別紙①使用）するとともに、期間中は毎日検温を実施し（別紙②使用）、各都県代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、参加者体調確認書（別紙③）とともに、競技別実行委員会が定める場所へ提出する。（競技会初日は別紙①、③を、2 日目以降は②、③を提出）

※体調管理アプリを利用する場合についても、競技会実施 14 日前から健康状態を確認するとともに、期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。

イ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 報道員

ア 体調管理チェックシートにより、競技会実施 14 日前から健康状態を確認（別紙①使用）するとともに、期間中は毎日検温を実施し（別紙②使用）、各社代表者は、全員分の体調管理チェックシート（別紙③）の記載を確認したうえで、競技別実行委員会の定める場所へ提出する。（競技会初日は別紙①、③を、2 日目以降は②、③を提出）

イ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

ウ 会場内では、マスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、競技別実行委員会の指示に従うこととする。また、取材日ごとに受付にて上記アの対応を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、出来る限り少なくする。

カ インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス（競技者と取

材者および取材者同士の距離)を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(4) 視察員（各都県選手団本部役員等を含む）

ア 体調管理チェックシートにより、競技会実施 14 日前から健康状態を確認（別紙①使用）するとともに、期間中は毎日検温を実施し（別紙②使用）、代表者は全員分の体調管理チェックシート（別紙③）の記載を確認したうえで、競技別実行委員会の定める場所へ提出する。（競技会初日は別紙①、③を、2 日目以降は②、③を提出）

※体調管理アプリを利用する場合についても、競技会実施 14 日前から健康状態を確認するとともに、期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。

イ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

ウ 会場内では、マスクを着用する。

(5) 会場設営等委託事業者

ア 体調管理チェックシートにより、競技会実施 14 日前から健康状態を確認（別紙①使用）するとともに、期間中は毎日検温を実施し（別紙②使用）、競技別実行委員会の定める場所へ提出する。

イ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

ウ 会場内では、マスクを着用する。

(6) 観客（入場が認められる競技会）

ア 氏名及び連絡先の提出等、競技別実行委員会、県実行委員会の要請に協力する。

イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ 入場時には、競技別実行委員会の指示に従い非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温・検査等を受ける。

エ 会場内では、マスクを着用する。

オ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

(エ) タオル、フラッグ等を振り回す 等

6 競技会場において実施すべき事項【主な実施主体】

(1) 競技エリア【競技別実行委員会】

競技固有の特性により必要となる対策は、中央競技団体ガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等【競技別実行委員会、施設管理者】

ア 受付等の担当者はフェイスシールド等を着用する。人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ 参加者が距離（できるだけ2 m、最低1 m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留や密集を回避するため、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ【施設管理者、競技別実行委員会】

ア 手洗い場にポンプ型石鹸、ペーパータオルを用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ トイレ内の不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

ウ 利用者が距離（できるだけ2 m、最低1 m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室【施設管理者、競技別実行委員会】

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ 不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

エ 換気扇の活用、ドア及び窓の開閉等、十分かつこまめな換気に配慮する。

(5) 観客席【施設管理者、競技別実行委員会】

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（最低1 m以上）。

ウ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収

容可能人数の 50%以内とする。

エ 観客席には、座席位置の記録や応援の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

(6) 取材エリア【県実行委員会、競技別実行委員会】

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印となる足元マークの設置等でソーシャルディスタンスを確保する。

7 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は、宿泊業務等委託業者を通じて、宿泊施設及び宿泊者に以下の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に依頼する事項

業種別ガイドライン（※）を遵守する。

※ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）

イ 宿泊者に依頼する事項

(ア) 基本的な感染防止対策の徹底

- ・対人距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- ・マスクを着用する。
- ・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。

(イ) フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して三密を避ける。

(ウ) 客室

- ・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- ・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

(エ) 食事会場

- ・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・食事中の会話は控える。

(オ) 浴場

- ・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との対人距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

競技別実行委員会は、輸送業務を委託する場合は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及び参加者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に依頼する事項

業種別ガイドライン（※）を遵守する。

- ※ 「バスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会）

イ 参加者に依頼する事項

(ア) 基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスクを着用する。
- ・会話や飲食はできる限り控え、特に大声による会話は行わない。
- ・乗車前に手指を消毒する。

(イ) 乗車時及び降車時

- ・乗車待機時は、できる限りソーシャルディスタンスをとる。
- ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

(ウ) 乗車中

- ・できる限り他の利用者と離れて着席する。
- ・同じ車両を複数回利用する場合は、できる限り同じ利用者が同じ席に乗車する。

8 各種会議、開始式等

(1) 競技会運営に係る審判会議、監督会議等の諸会議

ア 諸会議については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンライン等での実施など実施方法について検討する。

イ 諸会議を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係る会食を伴うレセプション等は、感染防止の観点から実施しない。

9 体調不良者発生時の対応【主な実施主体】

(1) 会期中

ア 定義

体調不良者とは、発熱（37.5℃以上）又は健康管理チェックシート（別紙①、②）のいずれかの項目の症状がある者とする。

イ 体調不良者への対応【各都県選手団、競技別実行委員会、県実行委員会】

(ア) 各競技会場には、予め体調不良者に対応するためのスペースや部屋及び担当者を決めておく。

(イ) 体調不良者への対応時は、手袋、マスク、フェイスシールドを着用する。

(ウ) 担当者は、救護所スタッフと協議し、医療機関等に相談し、指示を受ける。

(エ) 宿舎において、体調不良が確認された場合は、医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について、競技別実行委員会を通じて、県実行委員会へ報告する。

(オ) 宿舎では、体調不良者を客室内に待機させるとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。

ウ 医療機関等への電話相談【各都県選手団、競技別実行委員会、県実行委員会】

(ア) かかりつけ医、最寄りの医療機関又は、「受診・ワクチン相談センター☎：0570-052-092」へ電話相談し、指示を受ける。

(イ) 体調不良者が医療機関又は受診・ワクチン相談センターへ電話相談した場

合、電話した旨及び受けた指示について、競技別実行委員会を通じて、県実行委員会へ報告する。

(ウ) 医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。

エ 感染が確認された場合【各都県選手団、競技別実行委員会、県実行委員会】

(ア) 感染が確認された者は、栃木県内の宿泊療養施設への入所や入院など保健所の指示に従い、療養する。

(イ) 競技別実行委員会は関係機関と連携し、感染者及び濃厚接触者についての情報収集を行い、県実行委員会に報告する。

(ウ) 上記(イ)の報告を受けた県実行委員会は、速やかに日本スポーツ協会に報告する。

(エ) 競技会の中止判断の基準（10 ページの 10（1）参照）に基づき、競技別実行委員会で協議し、競技会実施の判断を行う。

(2) 会期後の対応【各都県選手団、県実行委員会、競技別実行委員会】

ア 県実行委員会、競技別実行委員会は、参加者へ会期後に感染が判明した時の連絡先を周知・公表しておく。

イ 参加者のうち、会場地を出た日の翌日から 14 日以内に、感染が確認された者は、速やかに競技別実行委員会へ報告する。

ウ 報告を受けた競技別実行委員会は速やかに県実行委員会へ報告する。

エ 競技別実行委員会から感染者の報告を受けた県実行委員会は、速やかに日本スポーツ協会へ報告する。

(3) 感染者発生時の周知方法【県実行委員会】

大会期間中又は会場地を出た日の翌日から 14 日以内に、参加者の中に、感染が確認された場合、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、概要等を関係者に周知する。

なお、公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に十分留意する。

10 大会開催及び参加可否判断について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会・競技会中止決定の基準

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、県実行委員会は、競技別実行委員会と大会開催可否について検討する。

(ア) 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合

- (イ) 競技会開催地である栃木県独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- (ロ) 栃木県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- (エ) 各都県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加都県数の 1/4 以上）
- (オ) 参加者に新型コロナウイルス感染症が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- (カ) その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

イ 大会を中止にした場合、県実行委員会は、日本スポーツ協会、各中央競技団体、各都県体育・スポーツ協会及び参加者等、他関係者に速やかに連絡をする。

ウ 大会・競技会が中止となった場合の第 77 回国民体育大会冬季大会への関東ブロック代表選考については、以下の方法により選考する。

- (ア) 令和 3 年 1 月 25 日付け、第 2 回 JSP0 国体発第 188 号「新型コロナウイルス感染症に関わる第 76 回国民体育大会（三重県）都道府県予選会及びブロック大会について（通知）」のとおり、代替手段により選手選考を行う。
- (イ) 中央競技団体のルールがある場合は、そのルールに基づき選考する。
- (ロ) 中央競技団体のルールがない場合は、関東ブロック各都県関係競技団体及び各都県体育・スポーツ協会との協議により選考方法を決定する。

【例】第 74 回大会の結果による選考等

- (エ) 代替手段による選考が困難な場合は、速やかに県実行委員会に報告することとし、県実行委員会が日本スポーツ協会に届け出る。

(2) 大会の参加可否判断

ア 大会の参加可否判断については別紙「第 76 回国民体育大会関東ブロック大会及び第 77 回国民体育大会冬季大会等ブロック大会の参加可否判断について」（別紙④）のとおりとする。

【参考資料・情報サイト】

- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和3年2月15日更新版)
- ・スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
(令和3年2月17日更新)
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」(2021年5月24日作成)
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(中央競技団体ガイドライン掲載サイト)」
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室関連最新情報サイト
<https://corona.go.jp/news/>
- ・栃木県新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/kouhou/korona.html>

別紙①

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

[illegible]

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 本票は一定期間保管した後、破棄します。

体調管理チェックシート【2日目以降提出用】

記入日

氏名

住所

電話番号

(※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください)

以下の項目の御記入をお願いします。

体調及び状況について御記入ください。

体 調 確 認	体温	℃
	のどの痛みがある	有 ・ 無
	咳（せき）が出る	有 ・ 無
	痰（たん）が出たり、からんだりする	有 ・ 無
	鼻水、鼻づまりがある（アレルギーを除く）	有 ・ 無
	頭が痛い	有 ・ 無
	だるさ（倦怠感）がある	有 ・ 無
	息苦しさがある	有 ・ 無
	体が重く感じる、疲れやすい	有 ・ 無
	味覚異常がある	有 ・ 無
	嗅覚異常がある	有 ・ 無

【その他で気になる症状等について】

参加者体調確認書

本参加確認書は、第76回関ブロ大会に参加する各都県代表メンバーの健康状態を確認することを目的にしています。

本シートに記入いただいた個人情報については、栃木県実行委員会において厳重に管理・保管し、関係者の健康状態の把握、来場可否の判断及び必要な御連絡のみに使用します。

また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き御本人の同意を得ずに第3者に提供いたしません。ただし、大会会場において感染者又はその疑いのある方が発生した場合には、保健所等に提供する場合があります。

＜基本情報＞		都県名		競技名	
種別 (種目)	()				
フリガナ			代表者 電話番号		
代表者 氏名			代表者E-mail		
代表者 住所					
スタッフ数	名		選手数	名	

本日、競技会場入りする本県選手・監督・チームスタッフなど全参加者の、競技会初日（本日）以前2週間の健康観察の結果、全参加者の健康状態は良好であるため、本日の大会に参加いたします。

＜全参加者の競技会初日（本日）以前2週間の健康状態＞

項目	チェック欄
① 37.5℃以上の発熱があった者がいない	
② 健康チェックシートの「のどの痛みがある」項目の該当者がいない	
③ 健康チェックシートの「咳（せき）が出る」項目の該当者がいない	
④ 健康チェックシートの「痰（たん）が出たり、からんだりする」項目の該当者がいない	
⑤ 健康チェックシートの「鼻水、鼻づまりがある」項目の該当者がいない	
⑥ 健康チェックシートの「頭が痛い」項目の該当者がいない	
⑦ 健康チェックシートの「だるさ（倦怠感）がある」項目の該当者がいない	
⑧ 健康チェックシートの「息苦しさがある」項目の該当者がいない	
⑨ 健康チェックシートの「体が重く感じる、疲れやすい」項目の該当者がいない	
⑩ 健康チェックシートの「味覚異常がある」項目の該当者がいない	
⑪ 健康チェックシートの「嗅覚異常がある」項目の該当者がいない	

競技会実施日 西暦 年 月 日

参加者体調確認書

本参加確認書は、第76回関ブロ大会に参加する各都県代表メンバーの健康状態を確認することを目的にしています。

本シートに記入いただいた個人情報については、栃木県実行委員会において厳重に管理・保管し、関係者の健康状態の把握、来場可否の判断及び必要な御連絡のみに使用します。

また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き御本人の同意を得ずに第３者に提供いたしません。ただし、大会会場において感染者又はその疑いのある方が発生した場合には、保健所等に提供する場合があります。

＜基本情報＞		都県名		競技名	
種別 (種目)	()				
フリガナ			代表者 電話番号		
代表者 氏名			代表者E-mail		
代表者 住所					
スタッフ数	名		選手数	名	

本日、競技会場入りする本県選手・監督・チームスタッフなど全参加者の健康観察の結果、全参加者の健康状態は良好であるため、本日の大会に参加いたします。

＜全参加者の本日の健康状態＞

項目	チェック欄
① 37.5℃以上の発熱があった者がいない	
② 健康チェックシートの「のどの痛みがある」項目の該当者がいない	
③ 健康チェックシートの「咳（せき）が出る」項目の該当者がいない	
④ 健康チェックシートの「痰（たん）が出たり、からんだりする」項目の該当者がいない	
⑤ 健康チェックシートの「鼻水、鼻づまりがある」項目の該当者がいない	
⑥ 健康チェックシートの「頭が痛い」項目の該当者がいない	
⑦ 健康チェックシートの「だるさ（倦怠感）がある」項目の該当者がいない	
⑧ 健康チェックシートの「息苦しさがある」項目の該当者がいない	
⑨ 健康チェックシートの「体が重く感じる、疲れやすい」項目の該当者がいない	
⑩ 健康チェックシートの「味覚異常がある」項目の該当者がいない	
⑪ 健康チェックシートの「嗅覚異常がある」項目の該当者がいない	

競技会実施日 西暦 年 月 日

第 76 回国民体育大会関東ブロック大会 及び第 77 回国民体育大会冬季大会関東ブロック大会の参加可否判断について

来場者の中で新型コロナウイルス感染症に罹患又は疑わしき症状（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕）が発症した際の大会参加可否の判断について、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」に基づき、下記の 1 及び 2 を定める。その他、定めのないケースが発生した場合については、競技委員長と実行委員会常任委員長が協議の上決定する。

◎対象者：選手・監督（チームスタッフを含む）、都県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（レフェリーを含む）

1 大会開催期間中の疑わしき症状のある者が発生した場合の対応

- （1）疑わしき症状のある選手（監督・チームスタッフ）及びその選手が所属するチームについては参加することはできない。
- （2）都県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（レフェリーを含む）の疑わしき症状のある個人については参加することはできない。
- （3）上記に該当する者については、かかりつけ医、最寄りの医療機関又は、「受診・ワクチン相談センター」へ電話相談するよう伝える。

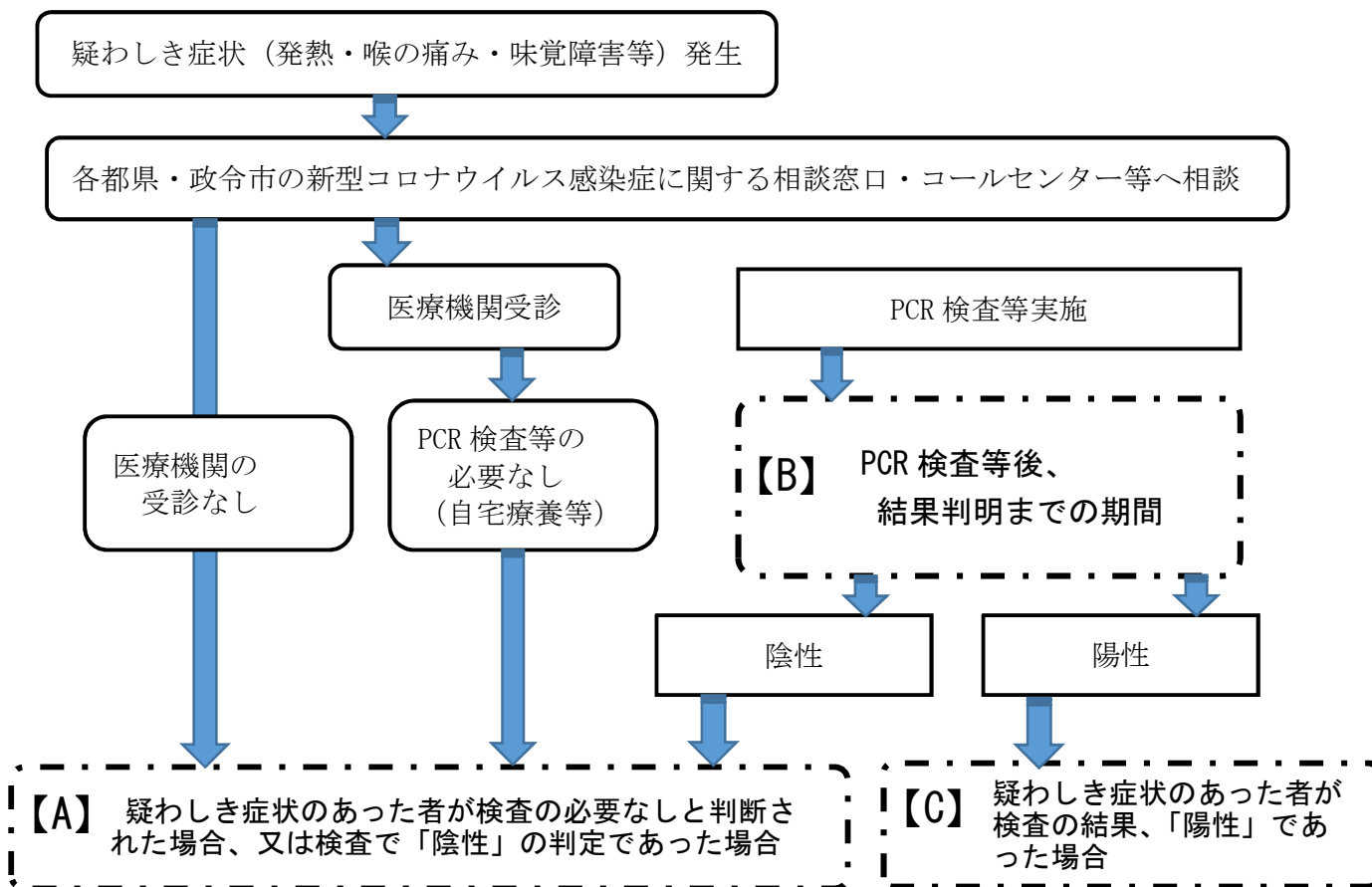
2 大会開催 2 週間前から来場までに、感染疑い者（疑わしき症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）が発生した場合の対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該者は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。但し、次の A 及び B の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

- | |
|---|
| <p>A 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。</p> <p>B 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している。</p> |
|---|

※ 疑わしき症状の発生後の対応については、次頁のフローチャートを参照。

◎大会 2 週間前から来場までの対応フロー



参加対象者	ケース別の参加可否		
	【A】	【B】	【C】
(ア) 疑わしき症状者	×	×	×
(イ) 症状者以外の選手・監督	○	×	×
(ウ) チーム	○	×	×
例外等	・ 前頁 2 の A と B の両方の条件を満たす場合、(ア) は○となる。 ・ 相談窓口で医療機関を受診するように指示されたが受診していない場合は、【B】を適用する		・ 濃厚接触者以外の場合、(イ) は○。 ・ チームが濃厚接触者以外で構成される場合、(ウ) は○。 ※濃厚接触者かどうか不明な場合は (イ) (ウ) とともに×。